

市民参加の方法 実施結果票

市民参加の概要	第1回福祉会館跡地の売却等に関する説明会		
実施年月日	①令和元年5月10日(金) ②令和元年5月11日(土)	実施回数	各1回
対象者	福祉会館の近隣にお住まいの方	参加者実数	①14名 ②21名
担当課	福祉部福祉政策課福祉政策担当、企画部施設再編整備課施設再編整備担当、建設部建築課建築担当		
I 述べられた意見、又は提出された提案等の概要			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地売却後も緑を創出又は存置するための条件設定をすべき。 2. 周辺がクラスター地域になっているため、災害対策の面からも条件設定を検討すべき。 3. 敷地が細切れにならないよう、敷地に対する建築面積について何らかの条件設定をすべき。 4. 当該地北側のごみ集積場所を分散配置する場所が周辺地にはない。宅地開発された場合には更なる不足も予想されるため、自治会だけではなく市も新たなごみ集積場所の確保について調整をしてほしい。 5. 八重桜の木を残す又は移植してほしい。 6. プロポーザルでの売却はどうか。 7. 公園として整備をしてほしい。 			
II Iに対する市長等の考え方			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 敷地の売却に当たり、緑地を創出する条件を設定することは可能である。八重桜を除く他の緑については、工事を進める上で必要最小限の伐採は行う。 2. 3. 当該地がクラスター地域にあることは認識している。耐火性能を考慮すると集合住宅等も視野に入るが、集合住宅の場合には、制限一杯の建物になることが想定される。戸建住宅を想定する場合は、敷地の最低面積や建ぺい率、容積率を今の法規制よりも厳しく設定することや建築協定等の活用を視野に検討している。 4. ごみ集積場所の課題は認識しているが、原則は搬出者の責任において確保すべきものである。 5. 八重桜については、工事の初期段階での伐採は行わないこととした。 6. 一般競争入札を予定している。 7. 近隣に茅ヶ崎公園もあり、当該地においては公園等の二次整備は行わない。 			
III Iに関する主な意見の進捗状況			
意見		対応	
—		—	
その他特記事項			
第2回目の説明会は、5月末から6月下旬を予定している。			